

公立大学法人長野大学
平成 30 年度年度計画



◆ 目 次

<重点取組事項> P1

第 1	年度計画の期間及び教育研究上の基本組織	P1
1	年度計画の期間	
2	教育研究上の基本組織	
第 2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	P1～P8
1	教育に関する目標を達成するための措置 (P1～P6)	
2	研究に関する目標を達成するための措置 (P7)	
3	地域貢献、地域の人材育成等に関する目標を達成するための措置 (P7～P8)	
4	国際交流に関する目標を達成するための措置 (P8)	
第 3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	P9
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	
3	人事の適正化に関する目標を達成するための措置	
4	事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	
第 4	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	P10～P11
1	安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置 (P10～P11)	
2	自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (P11)	
3	経費削減に関する目標を達成するための措置 (P11)	
4	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (P11)	
第 5	自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置 . . .	P11～P12
1	自己点検・評価に関する目標を達成するための措置 (P11)	
2	情報公開の推進に関する目標を達成するための措置 (P12)	
第 6	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	P12
1	社会的責任に関する目標を達成するための措置	
2	施設設備の整備に関する目標を達成するための措置	
3	安全管理に関する目標を達成するための措置	
4	環境への配慮に関する目標を達成するための措置	
第 7	予算	P13～P16
1	予算 (平成 30 年度) (P13～P14)	
2	収支計画 (平成 30 年度) (P15)	
3	資金計画 (平成 30 年度) (P16)	
第 8	短期借入金の限度額	P16
第 9	重要財産の処分 (譲渡・担保提供) 計画	P16
第 10	剰余金の使途	P16
第 11	施設・設備に関する計画	P16
第 12	人事に関する計画	P16～P17
第 13	積立金の使途	P17
第 14	その他法人の業務運営に関し必要な事項	P17

<重点取組事項>

第1期中期計画で定めた重点事項に基づき、平成30年度計画の重点取組事項を以下のとおりとする。

【教育】

教養教育と専門教育、地域協働型教育を教育の柱に据え、「この地に生きる、教養ある職業人」（新たな地域の創造に寄与する人材）を育成する。

【研究】

地域を研究の主題とする大学を目指し、教員は、様々な課題に地域と協働で取り組み、研究成果を作り出す。

そのために、科学研究費補助金、各種寄付金、共同研究・受託研究収入など競争的外部資金への応募にあたっての研究支援体制を整備するとともに、会議の回数削減や時間短縮等の負担軽減策など研究環境の改善を行う。

【地域貢献】

地域と協働し、安心して暮らし続けられる「まちづくり」や、地域の産業振興と持続的発展に寄与できる「ひとづくり」の実現を目指して創設した「地域づくり総合センター」の機能強化を図る。

【大学運営の改善】

- (1) 大学改革に必要な学内外の情報収集・分析に取り組む。また、時代や社会に求められる大学院設置学部・学科編成設置に向けた検討組織を設け財政面、学生募集面、学生の送り出し面などをふまえながら検討を進める。
- (2) 地方独立行政法人法改正に伴い、市の業務方法書変更認可を受け、これに基づく内部統制、コンプライアンスの強化などに向けた規程や仕組みづくりを行う。
- (3) 大学運営強化のため組織の見直し、教職員の確保・意識改革を進めつつ、財務体質強化、教職員体制の強化を図る。

第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 年度計画の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間

2 教育研究上の基本組織

年度計画を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学部・学科	社会福祉学部	社会福祉学科
	環境ツーリズム学部	環境ツーリズム学科
	企業情報学部	企業情報学科

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

大学院設置、学部改組・転換の検討に向け、学内組織を置き外部コンサルタントを交えた検討を行い、具体的な方向性を確定する。

(1) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 教育内容の改善

各学部の教務委員会や教育実践交流広場における課題共有、FD委員会における授業改善活

動を通して、教養・専門・地域協働型の教育の質的改善を図る。

- ・教養教育推進室において、カリキュラムの充実、検討をさらに進めつつ、教育内容の質の向上に関する試行的授業を実施する。
- ・職業観養成科目の再構築（1年から4年までの切れ目のない支援を重視して）を進める。
- ・職業観養成科目「職業観養成特別講義A(生活と金融)」を開講する。（日本銀行寄附講座）
- ・観光系専門科目「観光特別講義A」を開講する。（長野県観光部寄附講座）
- ・福祉系専門科目「社会福祉特別講義G(新聞で現代社会を考える)」(信濃毎日新聞社寄附講座)
- ・全てのゼミに対して、ゼミ費の補助及び成果報告のための印刷費を補助し、ゼミ活動の充実を図る。
- ・介護職員初任者研修資格の充実をめざし、学びの環境を整備する。
- ・フィールドワーク、実習演習にかかるバス等の費用を教育充実費より追加しつつ、地域での連携授業の支援を実施し、地域協働型教育をさらに強化促進する。

【地域課題を発見・解決する教育】

上田市が設置した「まちなかキャンパスうえだ」を活用し、地域住民や企業、行政、NPO等と協働で地域課題を発見し解決する教育を展開する。

イ 授業内容の改善

担当教員による各科目の改善とともに、組織的な授業改善に向けて課題共有の機会を拡充する。

学生が個々のレベルや専門を勘案して授業科目の履修ができるようになるため、履修系統図又はナンバリング(授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み)の検討を開始する。また、平成29年度に導入した成績評価システムについて、学生への影響や問題点の洗い出しなどを行う。

(2) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 教員の採用と評価の実施

(ア) 教員の採用

学生数の増加、カリキュラム充実に対応するため、教員採用に取り組む。採用にあたっては、人材確保の観点から公募の開始時期を早めるとともに選考手順を見直し、厳正公正な手続きをしつつ、より短期間で候補者を決定する手順を確立する。

平成31年4月1日採用予定教員数	5人
学部別内訳：	
社会福祉学部	2人
環境ツーリズム学部	1人
企業情報学部	2人

(イ) 教員の評価

教員の意識改革と教育研究活動の活性化を図るため、新規採用時、任期を迎える時期、昇任時に教員評価を行う。

新規採用教員については、任期制での任用を行い、在任期間中の業績により、任期の更新やテニユアの取得の審査を行う。

すべての教員は、1年間の業績(主に研究業績)について、1月末日までに業績書の更新を

行い、所属長は当該業績書を評価する。

優れた教育活動、研究活動、地域貢献活動を行った教員を評価し、研究費等で奨励する。

(ウ) 教員の資質向上

すべての教員は、更新された業績書により、自己評価を行い、次年度に向けた研究計画を立案する。また、研究計画の標準化の検討し、必要な措置を講ずる。

FDをも含めた研究推進活動として、研究交流広場を年間6回実施（参加者数60人以上とする）し、異なる専門分野の研究者との積極的な意見交換を促進する。

FD活動の一環として、教育実践交流広場を年間2回実施（参加者数60人以上とする）し、優れた教育実践について教員が相互研鑽する。

授業評価アンケートをセメスターごとに行い、結果の分析・評価を行う。

イ 教育環境の整備

(ア) 学内に対して、効果的なチュードントアシスタント(SA)活用事例の情報発信に努めるとともに、企業・組織の人づくりに対する意見の教育内容への反映や、学生等の意見を踏まえた教育環境の改善（特に、学生の講義室、演習室等の使用状況を踏まえた改善）について検討し必要な措置を講じる。

(イ) 地域内への就職率向上や地域内企業からの支援促進を図るべく、上田市内経済団体との連携協定締結を予定している。

地域経済活性化への貢献を目指す中で、農業分野への取り組みを強化する。JA上田との連携協定締結を検討する。

(ウ) キャンパスミーティングを年2回開催して、学生の要望や意見を聴取し、教育環境の整備に努める。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学生生活支援

(ア) 心身の健康保持支援

学生のメンタルを含む健康状況の把握と心身の健康の保持、増進のために組織的な支援体制を強化する。また、人権、薬物、喫煙、SNS等情報通信の利活用、消費生活関連、労働問題等のミニセミナーを開催し、健康や社会生活に関する正しい知識が身につくよう情報を提供していく。

(イ) 学修支援

新入生の大学への適応が円滑に進むよう、年度当初のガイダンスやオリエンテーションでの履修指導の充実を図る。在学生にはアドバイザー（担任制）が授業への出席状況及び単位修得状況を把握するとともに、必要に応じてオフィスアワー（週2コマ）を活用した声かけや個別相談等の実施により、学生の変化等に気付くことにより早朝の対応がとれるよう努める。

また、図書館においては、授業に関連した図書（推薦図書・指定図書）の充実を図り、学生の自主的な学修環境の充実に努める。

(ウ) 課外活動支援

学生に対する表彰（課外活動表彰制度）や奨励金（夢チャレンジ制度）を活用して課外活動等を奨励し、顕著な成績や社会貢献活動に対する意欲の高い学生の活動を支援する。

(エ) 学生・卒業生アンケートの実施

教育内容や学生支援等の改善に活かすため、学生アンケートやキャンパスミーティングを実施する。また、卒業生からの意見聴取（アンケート等）を行い、教育環境や学生支援等の改善

に向けた検討を行う。

(オ) 学生への情報伝達体制の整備・構築

防災訓練等緊急時を想定した状況下において、ポータルサイトや学内音響システムの効果的な利用方法を検討する。

(カ) 学生支援の充実による退学率の減少

各学部において学生支援検討会を定期的を開催し、学生の単位取得状況、出席状況、及び動向を把握するとともに、それぞれの学生の状況に応じた学習・生活支援について検討する。

加えて、新年度は、主に新生の情報収集を中心に行いつつ、成績発表や長期休業前後など、そのときどきに応じた支援を提供することで、より丁寧な学生対応を行う。

イ 経済的支援

経済的支援にかかる新制度である、授業料減免制度、奨学金制度などを運用するとともに、経済困窮学生の支援や、意欲の高い学生の活動支援の充実（未来創造基金の活用等）を図る。

ウ 障がいのある学生支援

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律で定められている合理的配慮や、障がいのある学生の多様なニーズに対応できるよう、「障がいのある学生との懇談会」を年 2 回開催し、支援内容や施設設備（バリアフリー）に対しての意見や要望を吸い上げ、学生支援体制の充実を図る。

具体的には、授業における配慮に対する申請の徹底、授業における要約筆記用ソフトウェア及び音声認識システムの運用、県内の特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）に対する進学説明会や資料送付等の実施を行う。

エ 就職支援

(ア) 就職指導體制の整備

学生の目標を持った学びや、将来を意識した学びを支援するために、企業・組織・地域社会の課題発見・問題解決型のゼミナールやプロジェクトをより積極的に推進する。

これまで 3 年次、4 年次を中心としたキャリア教育・支援では必ずしも十分ではないことから、平成 29 年度は、低学年のキャリアガイダンスを開催するなどして、早期からのキャリア教育・支援を重視した。平成 30 年度においては、その内容の拡充を図り、学生の職業観を低学年から段階的に養成するキャリア教育・支援を展開するとともに、引き続き、正課科目（職業観養成科目）、キャリアディベロップメントプログラム（採用試験・検定試験対策講座）、及び就職活動支援イベント（ガイダンス、ゼミナール、研究セミナー）を整備し、就職活動の支援を実施する。また、これらを実施する上で企業・組織との連携を強化する。

学生の職業観の醸成や専門的基礎知識・能力の涵養に適う科目および講座になっているのかを確認・点検するとともに、必要に応じて内容の見直しを図る。また、地域協働型の教育の拡充により、学生の将来を意識した学びや目標をもった学びをさらに支援する。

中期計画で挙げた具体的事項は継続して実施し、それらの諸項目の内容の拡充を図る。

- 1) 課題解決型のプロジェクトを拡充するとともに、新規プロジェクトの始動を検討する。
- 2) 学生が目標をもって学びや生活ができるようキャリアガイダンスの内容を見直す。
- 3) 前年度インターンシップの協定先として特定した企業と協定を締結し、協定先の拡充を図ることを目標とする。また、商工・経済団体等と連携し定住自立圏域内におけるインターンシップの受け入れ強化を図る。
- 4) 学修支援の一環として GPA 制度を導入するとともに、履修ガイダンス時のキャリアの視

点の強化を図る。学生の目標を持った学び（計画的な履修）に向けて、各学部の学生支援検討会の拡充を図る。

- 5) 学生が進路を選択・開拓する上で有用な就職活動ガイダンス・就職活動ゼミナール（採用担当者・実務家の招聘による職業観の養成、業界・企業・事業・仕事の理解、コミュニケーション能力やマナーの涵養、自己紹介書の作成支援、面談練習支援）を行うとともに、採用担当者・実務家の招聘にあたっては、県内および地元企業・組織の参加の増加を図る。
- 6) 上田地域定住自立圏域をはじめとする、県内の企業・組織を招聘した合同企業説明会（業界・仕事研究セミナー）及び個別企業説明会を実施する。
個別企業説明会においては、県内および定住自立圏内企業・組織の参加の増加を促す。また、定住自立圏域内の商工・経済団体等との連携により、学生の地域内企業見学及び経営者との交流機会を推進し、本学学生の地域内企業への認知度向上を図る。
- 7) 学生の大学院（修士課程）進学に向けたアドバイザー教員による研究計画策定支援、口頭試問対策支援及び専門試験対策支援を引き続き行う。
- 8) 学部教授会の学生支援検討会における学生の就職活動の状況把握及び捕捉の機会を、就職活動時のみではなく、就職活動のピークが終わる10月から12月においても設定する。

(イ) 企業・組織との連携強化による地域人材の育成と輩出

地元企業・組織でのインターンシップや実習等の就業体験の機会・内容を拡充し、学生の業界や企業、事業及び仕事などへの理解を深められるよう支援する。

学生が地元企業・組織を知るための機会を特に多く設定する。具体的には、地元企業の社長との懇談や、地元企業の「会社説明会」を開催する。また、学生が地元企業・組織を知り、地元で生きていくことを具体的に考えられるための機会をさらに設定する。

加えて、新たに「地元企業見学ツアー」等を実施する。

平成29年度に引き続き、学生が企業理解等を深めるとともに、関係者が本学のキャリア教育・支援の内容を知ることができるように、以下の機会を設定する。

- ・インターンシップ報告会の開催とその際の企業との意見交換会の開催
- ・「STEP UP」（キャリアサポートセンターで作成するリーフレット）の内容の工夫
- ・「業界・仕事研究セミナー」および「福祉の仕事説明会」の開催
- ・上田産業展への参加

(ウ) 企業・組織等アンケートの実施

教育内容の改善に役立てるため、企業・組織等に対し、本学に求めるものなどについてアンケート調査を引き続き実施する。

学生支援に関する指標

- ◇ 就職決定率（就職者数÷就職希望者数×100）： 95%以上
- ◇ 卒業生に対する就職者・進学者の割合（（就職者数+進学者数）÷卒業生数×100）：創設後、3年後の平成31年度までに公立大学同系統の数値（88.8%）以上をめざす。
<参考>公立大学同系統の「卒業生に対する就職者の割合」は、88.8%（出典：大学の真の実力情報公開BOOK 2016）
- ◇ その他、学生支援に関しては、以下の指標等も設定し、学生支援の方策の有効性を評価する。毎年度、各指標の結果を分析し、翌年度の年次計画に改善策を盛り込む。
 - 退学率（年間退学者数÷在学者数×100）に関連して

平成 29 年度は、学生が目標をもちながら学び、計画的に単位を修得し、適切なタイミングで就職活動ができるように、以下のような仕組みや体制を整備した。平成 30 年度は、同様の取組みをさらに強化する。

- 1) 地域の企業・組織・団体と連携した地域協働型の学びの促進（16 取組み→さらに強化・拡充）
- 2) 初年次段階から目標をもった学びや生活ができるよう 1 年次、2 年次を対象にしたキャリアガイダンスの実施（それぞれ 12 月に実施）
- 3) 3 年生全員を対象にしたキャリア面談の実施（10 月から翌 1 月にかけて実施）
- 4) GPA 制度の導入と、学生が学びの目標をもち、自身の位置を確認できる体制の整備
- 5) 学生支援検討会の定期的な開催と、単位未修得学生・出席不良学生の対応策の検討、就職にかかる状況補足および支援策の検討（各学部教授会において定例的に実施）

➤ **地域内就職率（地域内就職者数÷就職数×100）に関連して**

平成 29 年度は定住自立圏域内企業への就職を強化・促進するために、以下の取組みを実施した。平成 30 年度は、定住自立圏域内企業への就職について、さらに強化するために、以下の取組みを実施する。

- 1) 上田商工会議所および各経済団体と連携した「地元企業の会社説明会」の実施
- 2) 坂城町と連携した職場説明会への学生参加の促進
- 3) 「業界・仕事研究セミナー」へ招聘する企業のうち定住自立圏域内企業の割合の増加（38 社中 16 社→5 割程度に）
- 4) 地元企業を中心とした企業とのインターンシップ協定の締結拡充
- 5) 3 年生を対象とした就職活動ゼミナールへの地元企業の採用担当者等の招聘強化
- 6) 地元企業の経営者との懇談会の実施
- 7) 「地元企業の見学ツアー」の実施

(4) 学生の受け入れと入学者選抜に関する目標を達成するための措置

ア 学生の受け入れ

学部の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に合致する高い目標をもって、勉学に取り組む意欲ある学生を獲得するために、県内外での高校進路指導担当教員向け説明会、オープンキャンパスや会場ガイダンスなど高校生向け広報活動を強化する。

また、早期に本学が有する学問領域への関心を深めるため、県内高校の 1・2 年生を対象とした訪問講義や大学見学会の機会を拡充する。

増員した定員を充足できるように教育内容（専門分野、ゼミナール、地域との連携プロジェクト）の見直し、改善を図る。

イ 入学者選抜

平成 31 年度入学者選抜は、総合型選抜（AO 入試）・学校推薦型選抜（推薦入試）・一般選抜（前期・公立大学中期）・社会人・編入・留学生の各種入試を実施する。なお、学校推薦型選抜には、定住自立圏域優先枠及び県内高校在籍者優先枠を設け、勉学意欲ある地元学生の獲得を図る。

また、適切な地方入学試験会場を設定し、加えて、志願者の出願時の利便性を図るため、すべての入試区分（総合型選抜・学校推薦型選抜・編入・留学生・社会人・一般選抜）において Web 出願を取り入れる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準の向上及び研究成果に関する目標を達成するための措置

ア 研究水準の向上

長野大学研究助成金を学長裁量研究費に位置づけて拡充し、共同研究を推進する。

イ 研究活動の活性化と研究成果の普及

(ア)「研究交流広場」を実施する。

平成 29 年度に引き続き、「研究交流広場」を 6 回、学内研究会を 1 回開催する。

(イ)「科学研究費補助金」等競争的外部資金の申請数を増加させる。

平成 29 年度に引き続き、科学研究費補助金にかかる専門家による勉強会を開催し、希望する教員に対して個別面談、申請書添削の支援を実施する。

(ウ) 教員の研究活動や研究成果、論文等の実績を管理する。

教員業績の管理、発信にかかる課題を整理し、教員業績管理システムの導入を試行する。

(エ) 教員の研究活動の奨励と、研究水準の向上を図る。

国内・国外研修・留学などサバティカル制度の利用を強く推進し、加えて、外部資金獲得者に対し、研究費を追加配分する制度を具体化し、平成 31 年度予算に反映させる。

(2) 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 研究支援体制の強化

平成 29 年度に引き続き、科学研究費補助金にかかる専門家による勉強会を開催し、希望する教員に対して個別面談、申請書添削の支援を実施する。

イ 公的研究費の管理・監査のガイドラインに係るコンプライアンスの徹底

平成 29 年度に引き続き、専門家によるコンプライアンス・研究倫理研修会を開催し理解の徹底を図る。

3 地域貢献、地域の人材育成等に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置

ア 「地域づくり総合センター」の創設と「地域課題の解決システム」の構築

一般社団法人浅間リサーチエクステンションセンター (AREC・Fii プラザ) に入会し、助言を得ながら、本学独自の産学連携共同体の在り方を模索する。また、平成 29 年度に実施してきた市・地元産業界との意見交換をもとに、意見交換会をさらに拡充させるとともに、産学官地域連携会議の在り方等を検討する。

イ 連続講座・公開講座の充実と「まちなかキャンパスうえだ」の活用

市民開放授業を継続する。市民への広報を強化し、受講者の拡大を図る。引き続き、連続講座 (長野大学) 5 講座、坂城町講座 (B I プラザ) 10 講座、市民向け講座 (まちなかキャンパスうえだ) 4 大学 20 講座を開講する。

(2) 地域で活躍する人材育成に関する目標を達成するための措置

ア「地域を担う若者」の受け入れ

地元学生の進学機会の確保を図るため、推薦入試の募集人員に長野県及び上田地域定住自立圏域内出身者の優先枠 (定員の約 60%) を設ける。

イ「地域で活躍する人材育成」の仕組み

対話的討論を基本とした少人数講義「現代社会の私たち」の開講や 1 年次からゼミナールを展開することにより、自身が直面している課題を自らの力で考え、判断し、明晰に言語表現で

きる能力を養成する。また、地域や組織のなかで、リーダーシップが発揮できる高い専門性と問題解決能力を持った人材を育成するため、学部のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づいた専門教育を展開する。

これに加え、地域課題の解決に役立つ多面的・総合的な知識を共に創ることができる力を育成するため、専門ゼミナールなどにおいて、地域や企業、組織の課題解決活動に取り組む。

ウ「地域の企業・組織に送り出す」仕組み

地域社会の人材ニーズを教育活動に反映するため、地域社会や企業・組織で必要とされる識・能力・姿勢を把握できる仕組みの構築に向けた検討を行う。

地域の企業・組織の魅力や理解を深める合同企業説明会を開催し、地元企業・組織就職に取り組む。

また、学生が地域社会や地域企業で生きていくことをイメージできる機会の拡充を図る。

(3) 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置

ア 教育機関と大学教育との連携強化

高大交流協定を締結した9校との具体的な交流事業をすすめる。

(4) 産学官連携に関する目標を達成するための措置

ア 産業界・地域団体との連携

(ア) 一般社団法人浅間リサーチエクステンションセンター (AREC・Fii プラザ) に入会し、助言を得ながら、本学独自の産学連携共同体の在り方を模索する。また、地域内経済団体との連携協定締結を実現し、地域産業界からの支援体制の強化を図る。

(イ) ホームページ等から本学の研究シーズ等を発信し、共同研究等を推進する。

(ウ) 地域を研究の主題とする大学を目指し、本学独自で設けている研究助成制度「地域・社会貢献」枠(研究期間最長3年間)の助成金を学長裁量研究費に位置づけて拡充する。

イ 地方自治体等との連携

地域の課題解決の取り組みを推進するため、年度計画を盛り込んだ連携協定を締結し、上田市等との定期的協議により事業を具体化する。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 海外学術交流協定大学との人材交流

ア 留学生の受け入れ

留学生を地域企業・組織に送り出す仕組みの構築に向け、企業の海外活動にかかる人材ニーズを把握するため、企業・組織訪問や「合同企業説明会」、「福祉の職場説明会」においてアンケート等を継続して実施する。

イ 新たな学術交流協定の締結と国際社会で活躍できる人材育成(海外研修・留学の推進)

英語圏の協定校締結を推進する。外国語教育においては、語学科目の内容を見直すとともに、海外研修の拡充を図る。

(2) 留学生への支援体制の充実

留学生が不安なく学生生活を送れるよう、学修環境や就職、進学、在留資格認定証明書交付申請等の支援を、国際交流に関する専任スタッフを配置し行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 迅速かつ適切な運営体制の構築

業務方法書を改正し、運営体制における権限と責任の明確化、リスク管理などに向けて、統制環境の整備、リスク評価と対応、統制活動の実現に向けた取り組みを進める。

平成 29 年度に策定した本学のビジョン、グランドデザインの実現に向けて取り組み強化を図るとともに広報用パンフレットにより、公立大学法人長野大学を広報する。また、未来創造基金において、組織的な支援依頼活動を展開する。

(2) 自主的・自立的かつ効率的な運営体制の構築

大学改革に向けて組織・人員体制の見直しを図り、改革案を確立する。コンプライアンス・内部統制強化のため、監事の職務・権限を定めた監事監査規程を策定し、定期的な監査を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 学部・学科編成の見直し

(2) 大学院設置の検討

大学院設置と学部改編計画を深化させるため、学内に検討組織を設けるとともに、必要なデータ収集なども含め、コンサルタントの支援も導入する。具体的な学部学科再編と大学院設置構想を策定し、学部学科再編計画と大学院設置計画を確定する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟な人事制度の構築

組合との合意の上、裁量労働制を導入する。

(2) 教員業績評価制度の構築

業績評価の対象者はなし。委員会業務の軽減など学内サバティカルの具体化を図る。

(3) 職員の資質向上に関する取組

- ・教職員のSD活動として、公立大学協会主催研修会等に30名以上の教職員を派遣する。
- ・職員対象の研修報告会を年2回開催し、研修内容の学内共有を図り、資質向上に資するよう努める。
- ・法人設置者である上田市との人事交流を図り、上田市の行政課題の把握、職員資質向上の一助とする。

4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・業務方法書に基づき、事務の効率化、透明性の確保に資するよう事務処理の手順等を明確にさせ内部統制の強化を図る。
- ・各課員がシステムに精通することにより、業務の効率化を推進する。大学改革に向けた検討組織を立ち上げ、学部改編、大学院設置に向けた検討を本格化する。
- ・大学運営の効率化、中期目標達成のための事務組織の見直しを行う。
- ・職員の目標管理等、自己点検・上司の指導など人材育成に向けた人事方針を策定し、取り組みを行う。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置

(1) 組織の見直し

ア 学部・学科再編の検討

志願状況、入学者の成績の追跡調査を実施し、分析した結果を全学で共有する。また、地元高校、地域産業界からの要望を集約するとともに、カリキュラム編成の見直しに着手し、再編案を具体化する。

イ 適正な入学定員の見直し

学部改編構想の具体化及びその実現に向けたタイムテーブルを策定する。また、大学院、学部改組の方向性とともに入学者の見直し、必要な教育環境規模を算出する。

(2) 志願者増加と入学定員の確保

ア 学生募集活動

ホームページや大学案内、進学者の媒体などで、大学の特徴や学びの内容に加え、各種メディアを通して「学生の成長支援」および「教員の教育研究活動」をコンテンツの基礎にした学生募集活動を展開する。

オープンキャンパス、進学相談会の参加ほか、志願者分析による対象地域高校等への高校訪問や教員対象説明会を開催する。また、地元校長会・教頭会に参加し、情報交換を行う。

新入生が何に関心を持ち入学をしてきたのかにかかるアンケートを実施し、本学の教育・研究・地域活動の振り返りをするとともに、他大学の展開を確認しながら本学の今後の展開を導出する。

平成31年度入試では、志願者については、公立大学の平均志願倍率（一般入試5倍程度）を目指し、また、入学者については、各学部で確実に入学定員を充足させる。

「学生募集推進室」を新たに立ち上げ、上記の志願倍率および各学部の定員充足を目指す。

イ 大学広報

【大学広報】

- ・大学の取組や運営状況をホームページほかで積極的にPRしていく。
- ・上田市の「広報うえだ」でも取扱うよう情報提供を行う。
- ・「公立大学法人長野大学ビジョン」に基づきUI戦略を本格的に実行し、学内への浸透を図るとともに、対外的なPR活動を戦略的に実施する。
- ・上田地域農業分野との連携協定締結を実現し、地域内農業の活性化へのかかわりを深める。
- ・地元経済界（上田商工会議所等）と連携など、経済界との関係強化を図る。

【地域への情報発信】

- ・上田市ならびに上田市議会への大学運営状況の報告を強化するとともに連携強化に取り組む。
- ・地域内産業界との懇談会を継続し「地域に求められる人材育成」を推進し、地域産業界へ認知度向上を図る。
- ・「公立大学法人長野大学ビジョン」に基づきUI戦略を本格的に実行し、学内への浸透を図るとともに、対外的なPR活動を戦略的・統一的に実施する。
- ・「上田わっしょい」・「上田地域産業展」等の地元イベントに積極的に参加し、大学の存在や大学の諸活動を地域にアピールする。

【シンボルマーク等の策定】

- ・前年度に策定したシンボルマークの学内外への浸透および発信に向けて各種活動を展開する。

- ・平成30年4月2日シンボルマーク公表予定。
- ・シンボルマークを活かした大学PRのために大学グッズの制作に着手する。
- ・大学マスコットキャラクターの制定を目指す。

2 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- (1) 長野大学未来創造基金を広くPRし、財源確保のため地元企業や団体、個人への寄付金募集に取り組む。
- (2) 科学研究費助成事業のほか各種補助金、各種寄付金、共同研究・受託研究収入など競争的外部資金獲得を図るため、外部資金等の募集情報を積極的に収集、教員に迅速に提供し、申請に当たっての内容説明や申請書類作成支援を行う。
- (3) 入学者の確保による自己収入の安定確保に努めるとともに、学生納付金について検討を行う。

3 経費削減に関する目標を達成するための措置

- (1) 契約に関しては、入札制度など競争原理を働かせる。
契約、管財を担当する部署を設け、入札・契約・財産管理等に関し適正な運用を行う。引き続き、LED照明への切り替えを行う。

(2) 定員管理と人件費の抑制

ア 定員管理

入学定員の見直し、学部・学科再編等をにらみ、計画実現に向けた人員確保のための中長期的な人事計画を策定する。

なお、定員増にともなう措置として、平成31年度の教員数を59名とする。また、学部・学科改編に伴う中長期的な人事計画を策定し、外部からの人材登用も含め組織の充実を図る。

イ 人件費の抑制

人件費の抑制を意識した人事計画等を策定し、配置等を行う。

4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- (1) 安全かつ効果的な資産の運用
資産の実態を常に把握・分析し、安全かつ効果的な運用管理を行う。
- (2) 地域への施設開放
大学施設の地域開放（貸出）を継続して行う。

第5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

(1) 学内における自己点検・評価体制の整備

自己点検評価委員会において、認証評価の最新の動きを把握する。

(2) 外部評価の活用

認証評価基準等を重視し、大学の目標設定、各種支援、運営等を行う。

(3) 自己点検・評価の公表

認証評価機関（日本高等教育評価機構）の評価基準等を踏まえ、年度計画書および業務実績報告書を作成し、公表する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

情報公開、個人情報保護の適正な運用に向けて、法令上公表が定められている事項はもとより、教育研究活動や地域貢献活動等について、ホームページ等を通じて積極的に公表する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 社会的責任に関する目標を達成するための措置

教職員一人ひとりが誠実かつ公正に諸活動を展開するため、役員・教職員行動規範を策定する。

2 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

(1) 施設設備の効率的な維持管理を行い、教育研究環境の整備に努める。

定員増に対応するための教室等増設や、女子学生増に対応するための施設整備を行う。

(2) 施設設備については、学部・学科の改編や大学院の設置を視野に入れ、中長期的な施設整備のマスタープランを策定する。

(3) 本学の基盤システムの更新時期に伴い計画的に機器の更新を進め、引き続きセキュリティ対策を強化しつつ、学生生活と事務局業務をICT面から支援する体制の強化にも努める。また、次世代のICTキャンパス構想の検討を大学教育センターと共同で進めるとともに、次世代ICTキャンパスの設計を目指す。

なお、事務用パソコンが老朽化しているため、新型機種への更新も実施する。特に、現在使用しているOSのメーカーサポート終了が迫っているため、最新のOSへの移行を行う。

(4) 学校法人からの寄付金を基金として、教育研究環境の整備を計画的に進めるための、準備をする。創設した未来創造基金の活用により、学生支援、研究支援、快適なキャンパス整備等を行う。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 平成29年度防災訓練の反省点をふまえ、災害を想定した防災訓練を実施する。

(2) 安全衛生管理に関する研修等を定期的に行う。

(3) 上田市の個人情報保護条例の実施機関として、個人情報保護規程に基づき、個人情報を適正に管理・運用する。

(4) 人権侵害防止に関する全学的な研修会を開催する。また、ハラスメント研修に関しては、階層別研修を計画・実施する。

(5) ストレスチェックの集団分析（組織ごとの傾向分析）を行う。

4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

LEDなどの環境負荷低減と節減効果が見込める機器を学内の廊下・研究室に導入するほか、節電節水など光熱水費等の節減等により省エネルギー、省資源化に取り組む。

第7 予算

1 予算（平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	299
自己収入	1,065
授業料等及び入学検定料収入	1,025
雑収入	40
受託研究等収入	11
寄附金収入	1
基金取崩	13
合 計	1,389
支出	
業務費	1,302
教育研究経費	280
人件費	903
一般管理費	119
施設・設備整備費	70
受託研究費等	11
基金積立	6
運営調整積立金	0
合 計	1,389

【各費目の積算にあたっての基本的な考え方】

（1）運営費交付金

大学を設置し管理するための経費として、上田市の普通交付税の算定額・見通額による。ただし各事業年度の運営費交付金の額は上田市の予算編成過程において、予算計上される。

（2）授業料等及び入学検定料収入

授業料については、平成29年5月1日の学生数を基に積算し、入学金については367名（圏域内15%、圏域外85%、入学検定料については1295名で積算。

（3）雑収入

大学入試センター収入、資産運用収入等実績を基に積算した。

（4）受託研究等収入及び寄附金収入

文部科学省(COC等)、その他の省庁・地方自治体などの「競争的資金」や、共同研究・受託研究等の採択数および見込件数を見直し積算。

（5）教育研究経費及び一般管理費

当初予算における各業務経費について、予算方針をふまえて積算。

(6) 人件費

給料表のベースアップ、期末勤勉手当の支給月数増をふまえ、定期昇給分も含めて再積算するとともに、社会保険料についても、平成30年度の保険料率（健康保険：協会けんぽ、年金：団体共済部、厚生年金）により再積算。併せて、地方独立行政法人法が改正され、業務方法書に内部統制システムの整備に関する事項の記載が義務付けられたことに対応するための嘱託職員（参事職）採用ならびに施設マスタープラン策定のための建築アドバイザー（非正規）採用のための予算を計上。

(7) 運営調整積立金

上田市から経営努力認定を受け、積み立てる。

2 収支計画（平成 30 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	1,346
業務費	1,194
教育研究経費	280
受託事業研究費等	11
人件費	903
一般管理費	119
減価償却費(出資された建物・図書除く)	33
収益の部	
経常収益	1,409
運営費交付金収益	299
授業料収益	854
入学金収益	147
検定料収益	22
受託研究等収益	11
寄附金収益	13
財務収益	5
雑益	25
資産見返戻入	33
純利益	63
総利益	63

3 資金計画（平成 30 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	1,389
業務活動による支出	1,313
投資活動による支出	70
財務活動による支出	0
次年度への繰越金	6
資金収入	1,389
業務活動による収入	1,384
運営費交付金による収入	299
授業料等及び入学検定料による収入	1,024
受託研究等による収入	11
寄附金による収入	14
その他の収入	36
投資活動による収入	5
財務活動による収入	0

第 8 短期借入金の限度額

1 限度額

2 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第 9 重要財産の処分（譲渡・担保提供）計画

なし

第 10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、上田市から経営努力認定を受け教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てるために積み立てる。

第 11 施設・設備に関する計画

中長期的な施設設備計画のマスタープランを策定する。

第 12 人事に関する計画

人件費の抑制を念頭に置き、中長期的な職員の定数管理計画を策定し、その実現に向けた取組み

を行う。

平成 30 年度は、保健師の退職補充のため 1 名の職員を採用予定。

第 1 3 積立金の使途

教育研究等の向上に必要な事業へ充当する。

第 1 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし